

## 第7章

### 障害者を主たる労働力とするベトナムの経済主体

寺本 実

要約：

本稿における基本的な考察対象は「障害者のための生産・経営基礎」、  
「障害者のための職業教育基礎」である。2000年の米越通商協定を経て、  
2007年1月には世界貿易機関(WTO)に加盟し国際経済参入がさらに本格  
化する中で、様々な産業で輸入増大などによる国内産業への影響が心配  
されている。2007年に実施した現地調査結果によれば、これらの基礎は  
零細なものが多いが、WTO加盟の影響については未だないとする基礎が  
ほとんどであった。しかし、多くの経営者は経済的生き残りを図るため、  
新たな投資による事業強化を考えている。また、障害を持つ労働者たち  
も技術の進歩など、適応を求められている。他方、国により定められた  
優遇制度は十全に機能しておらず、資金調達には限界がある。

キーワード：

障害者、「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育  
基礎」、国際経済参入、WTO加盟

### はじめに

ベトナム経済は一時成長が冷え込んだ 2000 年以降右肩上がりの成長を続

け、2007年にはGDP成長率8.44%（速報値）と過去10年で最高の伸び率を記録した（Thoi Bao Kinh Te Viet Nam（経済時報紙）2007年12月29-31日付）。2000年の米越通商協定の締結を経て、2007年1月には世界貿易機関（WTO）加盟を果たし、ベトナムの国際経済への参入が本格化している。そうした中でベトナムの様々な産業で輸入増大などによる国内産業への影響が心配されている。ベトナム企業全般の経済的競争力への懸念がある中で、障害者を主要な労働力とする経済主体はいかなる状況に置かれ、どのように状況に対応しようとしているのだろうか。こうした問題関心の下で本稿の取り組みを行う。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、ベトナムの「障害者のための生産・経営基礎」（Co so san xuat-kinh doanh danh rieng cho nguoi tan tat）について法文上の定義を示し、これに合わせて「障害者のための職業教育基礎」（Co so day nghe danh rieng cho nguoi tan tat）についても説明を行う<sup>1</sup>。続く第2節では公式文献（具体的には国会社会問題委員会によるもの）（Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI[2006]）に基づき、「障害者のための生産・経営基礎」の活動状況とそれらをめぐる環境について考える。第3節では2007年11月14日～11月22日にかけてホーチミン市で筆者が実施した調査結果の一部に基づいてその実態を考察し、最後にまとめを行う。

## 第1節 ベトナムにおける障害者を主体とする経済主体

### 1. 政府議定における規定

本稿では、障害者を主要な労働力とする経済主体の考察を行う。具体的には先に記した「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育基礎」とそれに準ずる経済主体が考察の対象となる<sup>2</sup>。「障害者のための職業教育基礎」を考察の対象に含める理由は後述する。なお、ベトナムの障害者の全般的状況については表1、2を参照願いたい。

表1 ベトナムの障害者概要

総人口	約530万人(農村部87.27%)
障害の種類	運動29.41%、神経系統16.83%、視覚13.84%、聴覚9.32%、言語7.08%、知的6.52%、その他17%
障害の原因	先天性35.8%、病気32.34%、戦争25.56%、労働事故3.49%、その他2.81%
年齢分布	16歳未満約16%、16～55歳約60%、55歳超約24%
職業教育受講率	2.36%

(出所)2006年5月26日における第11期第9回国会に対する政府提出報告(Uy Ban Ve Van De Xa Hoi Cua Quoc[2006] pp.30-31に基づいて筆者作成。

表2 障害者の地域別分布

地域	全障害者に占める比率	当該地域人口に占める比率
紅河デルタ	18.61%	5.50%
北部西方	2.99%	6.23%
北部東方	12.88%	7.34%
中部北方	12.50%	6.27%
中部沿海	14.23%	10.74%
中部高原	3.01%	3.39%
南部東方	16.45%	6.57%
メコンデルタ	19.33%	5.96%

(出所)Uy ban Ve Cac Van de Xahoi Cua Quoc hoi KhoaXI[2006] p.95に基づいて筆者作成。

「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育基礎」については、1995年11月23日に出された「労働者である障害者に関する労働法の若干条項執行のための細則・指導について定めた政府議定81(以下、政府議定81)」（81/1995/ND-CP）、「労働者である障害者に関する労働法の若干条項執行のための細則・指導について定めた政府議定81の若干の修正・補充のための政府議定116(以下、政府議定116)」（116/2004/ND-CP）でその基本的な定義が示されている(寺本[2007:46])<sup>3</sup>。

「障害者のための生産・経営基礎」は、以下の2つの要件を満たす、法律の規定にしたがって設立された国有企業、民間企業、会社、合作社、生産組だとされる。

要件の1つめは、労働者である障害者の比率が51%を超えていることである。2つめは、障害者である労働者にふさわしい規則、条例を有していることである。

「障害者のための職業教育基礎」は障害者である学び手(hoc vien)が少なくとも常時70%を占める、法律の規定にしたがって障害者に対する職業訓練、

再訓練、補習のために国家、組織、個人によって設立された学校、センターだとされている。

ここで「障害者」とされるのは、障害を負った原因や症状に関わらず、労働能力の21%以上が失われた状態にある人である。症状の判断は、保健省の規程にしたがい。医科査定評議会(Hoi dong giam dinh y khoa)あるいは管轄を有する医療機関によって確認される<sup>4</sup>。

これら2種の障害者関連機関に対する優遇政策は、主に以下の4点である(寺本[2007:46])。

(1)「障害者雇用基金」(Quy viec lam cho nguoi tan tat)<sup>5</sup>から経費の一部補助の支給を検討される。

(2)「障害者雇用基金」および国家予算から低利の優遇融資を受けることができる。

(3) 使用地の優先的供与あるいは貸し出しを受けることができる。

(4) 各種税の納入が免除される。

こうしたインセンティブや優遇措置を付与することで、これらの主体の形成、発展を促していこうというのがベトナム政府の方針だと考えられる。

なお政府議定81では、いかなる所有形態、経済主体であろうと、一定の障害者を雇用することが義務付けられている(寺本[2007:47])。この法定雇用率は電力、冶金、化学、地質、測量地図、石油・ガス、鉱床開発、鉱山物開発、インフラ建設、運輸の分野で2%、その他の部門は3%となっている。分母となるのは当該企業の月平均労働者総数である。政府議定116によれば、規定に対する人数不足分に国家により定められた最低賃金を乗じた金額を「障害者雇用基金」に納めなければならない(寺本[2007:47])。

## 第2節 公式文献に基づく状況の検討

Trung Tam Tin Hoc Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi[2004], [2005], [2006]、

Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi[2005], [2006]などの資料を見てみたが、関連統計を見出すことができなかった<sup>6</sup>。そこで本節では第 11 期国会社会問題委員会の報告 (Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI[2006: 38-47]) に基づいて活動状況を検討することにしたい。

なお、同報告では障害者の職業訓練についても言及されているものの、「障害者のための職業教育基礎」を取り巻く状況について特に言及されていない。そのため、ここでは同報告で記述の見られる「障害者のための生産・経営基礎」の状況についてのみ記すことになる<sup>7</sup>。

同報告によれば、1995 年には 177 の「障害者のための生産・経営基礎」があり、働く障害者の数は 7821 人であった。この数字は報告書執筆時点で 400 超の生産・経営基礎、1 万 5000 人超の労働者数に増加している。中でも「視覚障害者の会」(Hoi nguoi mu) の活動は顕著であり、146 の基礎、4000 人の労働者を抱えている (Uy ban ve Cac Van de Xa hoi cua Quoc hoi khoa XI[2006: 42]、寺本[2007: 48])。2007 年にホーチミン市で筆者が行なった調査でも視覚障害者の方が経営するマッサージ所を調査する機会を得たが、146 の基礎のうち、すべてと断言できないまでもその多くはマッサージ所ではないかと推測される。

同報告の評価によれば、障害者や障害者の当事者組織が生産・経営基礎を設立することを通して独力で雇用を生み出しているというのが主であり、法律の規定にしたがった国からの支援は限られている。この判断は筆者の現地調査結果と符合する。

一般企業に対して定められた障害者法定雇用率についてはハイズオン省のチャン・ティエン・ミー社など模範となる例もあるが、遵守している企業はわずかにすぎない。法定雇用率を満たせていない企業に課される「障害者雇用基金」への納付金についても、実際に納めている企業は限られている。一般企業における障害者雇用率の低さについては、企業側にのみ問題があるわけではなく、職業訓練を受けた障害者が少ないということにも原因の一端がある (Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI[2006: 42])。また、

障害者生産・経営協会の資料に基づく報告によれば、「障害者雇用基金」を設立している地方省・中央直轄市は6つのみということであり（Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI[2006：42]）、納付金を納める先が未だ整備されていないという点も、納付金納入が十分になされていない現状の一因だろうと思われる。

先に記したように、障害者雇用基金は「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育基礎」に対する優遇政策実施のための有力財源の一つとされており、同基金をめぐるこうした状況は、優遇制度の十全な実施を阻む大きな要因の一つとなっていると考えられる。

### 第3節 現地調査に基づく考察

筆者が2007年11月14日～11月22日にホーチミン市で実施した現地調査の結果に基づいて、本節は記すことにしたい。

今回、筆者は南部社会科学院研究員1人の補助を得て、15の対象を回り、調査を断られた1つを除く14の基礎を対象に、調査票に基づく聞き取り調査を実施した。応答者は社長など経営に携わる側の人たちである<sup>8</sup>。

調査結果の一部を集計したのが付表（本稿末に掲載）である。サンプル数が少ないため統計的分析に基づいてこれら基礎の全体的状況を推し量ることについては限界が伴う。直接現場を見、経営に携わる方々にお話をうかがう中で得られた情報・認識を交えつつ状況を考えてみることで、少しでもその点を補うよう努めたい。なお、今回の調査対象には障害者雇用に対して意識を有する経済主体（「慈善的基礎」）も若干含まれている点にはご留意願いたい。

以下、同表に基づき、14の項目、すなわち、1.種類、2.属性、3.生業、4.投資者、5.設立年、6.法定資本金、7.在籍者数、8.WTO加盟以降の経営状況の変化、9.WTO加盟以降の労働環境の変化、10.市場経済化・グローバル化の影響下で生き残るために何をするか、11.市場経済化・グローバル化の影

響下で生き残るために労働者（障害者）に何を求めるか、12.法・制度についての知識の有無、13.国の優遇制度を受けているか否か、14.国家に何を提議するか、の以上の項目について順をおってみていくことにしたい。

## 1. 種類

今回、訪問調査を行なった対象は14の基礎である。このうち「障害者のための生産経営基礎」・「障害者のための職業教育基礎」に該当する<sup>9</sup>と判断できるのが11、障害者の雇用に意識を持ち、実際に雇用している「慈善的基礎」<sup>10</sup>が3つであった。前者の中には正式に認可を得ていないものが2つ含まれ、1つはカソリック系で1996年から活動認可を申請しているが未だ認可されていない。残りの1つは2007年に活動を開始したが未だ活動認可を申請していない。

「障害者のための職業教育基礎」を「障害者のための生産経営基礎」とあわせて提示したのは、たとえ障害者の職業訓練を目的として設立された「障害者のための職業教育基礎」であっても、経営が成り立たなくては存立を維持できないという点では「障害者のための生産経営基礎」と同じであることが調査を通して確認できたためである。

## 2. 属性

属性については「民間」との応答がほとんどを占めた。「非政府組織」、「外資」と応答した対象も「民間」と考えればその数は13に及ぶ。「非政府組織」と応答があった基礎はスイス人の支援によるものである。主に労働中に障害を負った人たちを対象に、絵画、縫製、竹細工などの職業訓練を行なっており、施設内に販売所が併設されている。車イスやトイレ使用の際のバリアフリーに配慮された施設が完備されている。今後のベトナム国内の障害者施設のモデルにもなり得ると考えられる。

「外資」については、2001年に実質的に活動を開始し、2002年に正式認可を得たベトナム人の障害者が社長を務めるIT企業が、2007年に同社をアメ

リカ在住越僑に売却したものである。ちなみに同社長はそのまま社長職に留まっている。

「障害者のための職業教育基礎」・「障害者のための生産経営基礎」に分類したものの中には先に記した非公認のまま活動する2つの基礎が含まれる。

### 3. 生業

生業は多用であるが、中でも手工芸品の製作、販売が最も多い。具体的には、漆器製品、ココナツ細工、針金細工、造花、砂絵の作成、販売などである。これらの商品はベトナム人が購入することももちろん可能であるが、主に外国人を対象とした土産品だと思われる。

他方、ベトナム人を主たる顧客としていると考えられるものの中には、ガスコンロの製作・販売、名刺やグリーティングカードのデザイン、製作、販売などがある。

全体的傾向を考えると、外国人を有力な顧客の一つとして念頭に置いている基礎は主に土産品の製造・販売に取り組み、他方主にベトナム人を顧客とする基礎は外国商品の普及が未だ顕著でない日用品の分野で商品の生産・販売を行うという傾向があるのではないかと思われる。

事業分野の選択は、経済基盤が強固とはいえないこれらの経済主体の存亡に直結する問題であり、そうした観点から分野の選択が行われているのではないかと考えられる。

### 4. 投資者

投資者はベトナム人がほとんどである。外国人による投資は先に言及したスイス人によるものと越僑によるものである。筆者が訪問し得た範囲では、外国資金の関わるものは施設の規模も明らかに大きく、整備も進んでいる。

### 5. 設立年

設立年については、実質的に活動を開始した年は何年で正式に活動認可が

おりた年は何年という形の応答をいただくケースも多かった。こういう応答の際には活動開始年を優先的に取り上げている。

全体的な傾向を見れば、設立年が比較的新しいものが目立つ。1986年以前に設立されたものは今回の調査では1つもなかった。政府議定81が出されたのが1995年であるが、それ以降に設立されたケースとそれ以前に設立されたケースを比較した場合では、それ以降に設立されたものが倍以上となっている。中でも最も多いのが2001～2005年に設立されたものである。企業設立手続を簡便化した企業法が2000年1月に発効し、それ以降設立企業数が急増したことはよく知られているが、その影響があったということも考えられる。

## 6. 法定資本金

応答いただけるケースは少なく8件のみであった。外国の資金に関わる2つの基礎からは応答は得られなかったため、ここではベトナム人出資の基礎について考えることになる。

応答の最低額と最高額の幅は100万ドン～4億5000万ドンであった。100万ドンとの応答があったのは2007年に活動を開始したばかりの未だ正式な活動認可を得ていない生産・経営基礎である。したがって、実際は法定資本金ではなく、いわば活動開始の元手である。外国人観光客をターゲットとした針金細工を作成、販売しており、原材料は中国人街に位置しホーチミン市の庶民生活を支えるチョロンで仕入れている。この基礎と同レンジ(1000～5000万ドン未満)に入る1999年設立で法定資本額が4500万ドンとの応答があった、エプロンやよだれかけなどの縫製品の製作に携わる職業教育基礎では、資金調達について話しをうかがうことができた。それによると、1500万ドンが自己資金で、残りの資金については、ホーチミン市教育・訓練局、奨学会(Hoi Khuyen hoc)からそれぞれ1500万ドンを借り入れている。これらの借入金の返済はすでに終えたとのことである。こうした零細な経済主体が活動を始める上で資金調達先の確保がいかに重要であるかをうかがい知ることができよう。

応答中最高額の4億5000万ドンとの応答があったのはホーチミン市市内で名刺・カードのデザイン・製作、メコンデルタの中心都市であるカントー市でココナツ細工の作成に従事する基礎である。

規模の違いはあるにせよ、1000万ドン～4億5000万ドンというのは1ドルを1万6000ドンとして625ドル～2万8125ドルにすぎない。しかも1つの基礎を除くすべてが1億5000万ドン未満となっている。こうしたことから、特にベトナム人の投資による基礎に限って考えれば、資金規模がそれほど大きくない基礎が多数を占めているのではないかと推測される。

## 7. 在籍者数

在籍者数をみると、最小6人～最大265人の幅がある。分布は30人以下のものと61人以上のものとで大きく2つに別れた。数としては前者が8、後者が6である。外国人の投資による2つの基礎は61人以上の側に含まれる。

101人を超える3つのうち、1つはホーチミン市でかなり著名な国有企業であり、漆器の美術工芸品を作成している。外国人観光客は作品の生産現場、生産過程を見学し、併設された販売センターで製品を購入できる。もう1つは現時点で日越合弁企業傘下に吸収され、独立しては活動していない。最後の1つは1980年代後半からストリートチルドレンの支援活動を開始し、現在は活動を支えるためにミネラルウォーターの製造・販売を行なっている基礎である。同基礎には障害者だけでなく孤児（乳幼児含む）の教育・職業訓練施設・寄宿舎が併設されている。在籍者は音楽、マッサージ、コンピュータなどを学ぶ。同施設の壁には創立者とファム・テー・ズエット祖国戦線議長が握手している写真が架けてあり、社会的認知度はかなり高いものと思われる<sup>11</sup>。

こうしてみると、規模の大きな基礎は、外国関係、国が関わるもの、社会的認知度の高いものである。他方、30人未満のものはすべてベトナム人が設立した民間の基礎である。

こうしたことから、設立する主体、外国人の関与の有無、社会的認知度の

高低よって規模に差異が生じており、一般のベトナム人が設立した基礎については規模がそれほど大きくないものが多数を占めるのではないかと推測される。

## 8. WTO 加盟以降の経営状況の変化<sup>12</sup>

2006年に11年にも及ぶ長い交渉を終え、2007年1月に正式にWTOに加盟して以降とそれ以前の時期における経営状況の変化について本項では考えてみたい<sup>13</sup>。

これについては「変化なし」が8と、大半を占めている。WTO加盟後間もないということも「変化なし」との応答が多数を占めた原因の1つだと考えられる。

また、WTO加盟後の状況を積極的なものとして捉えている基礎が4つある。こうした基礎の生業はマッサージ、ミネラルウォーターの生産・販売、ソフトウェアの製作・販売、砂絵の制作・販売であった。国際化の波の中で、障害者に対する社会的認識が高まったり、あるいは通商機会が増大したり、外国人の来訪が増え、高級感のある土産の販売に好都合な環境が整うだろうとの見込みに基づく判断だと思われる。

他方、「より多くの困難に直面する」と応答があったのはベトナム人の家庭や、レストランなどで使用するガスコンロの製作を行っている基礎であった。自由化が進み、競合製品の参入が増えることに対する危機感がこの応答の背景にあると考えられる。当該商品が輸出可能なレベルにまでは至っておらず、国際参入から利益を上げることが未だ見込めない状況にあるということだと思われる。

まとめれば、国際経済参入の影響に脆弱な分野とそうでない分野があり、影響を受けやすい分野で生業を営む基礎については危機感が大きいということだと考えられる。

## 9. WTO 加盟以降の労働環境の変化

WTO加盟以降の労働環境の変化については、あくまでも経営サイドの意見である点に留意する必要があるが、「変化なし」が9件と多くを占めた。WTO加盟後まだ間もないということも「変化なし」が多数を占めた原因の1つだと考えられる。また、手作業に基づく労働集約的な作業が主であり、新たな機械購入などのインセンティブが働きづらいことも理由として考えられる。

「より発展」との応答があったのはミネラルウォーターの生産に従事する基礎であり、国際経済参入から受ける利益を見込んでいると思われる。

「より困難」との応答があった2つの基礎の内の1つは、労働災害により障害を負った方たちの職業訓練を主な活動としていることから、経済的な競争激化による労働環境の悪化に対して敏感であることが応答の背景にあると思われる。

#### 10. 市場経済化・グローバル化の影響下で生き残るために何をするか

この問いに対する応答では「投資」が最も多く6件であった。具体的な投資目的を見ると、「技術・能力の向上」、「PR活動の強化」、「現在の施設を売却し新たな土地で事業展開する」などの点が挙げられている。

「商品市場の拡大」、「経営の拡大」、「生産の増加」、「工員の訓練」というその他の応答事項の達成にも「投資」が必要になることを考えれば、応答のほとんどすべては「投資」に関わると考えることができる。資金需要が非常に高い状況がうかがわれる。

他方、国家・社会組織・外国組織からの支援の享受を考えている基礎が2つあった。これは支援が得られるなら何でも得たいという気持ちからの応答だと考えられる。このうちの1つの基礎はカードのデザインや子ども用ベッドのデザインなどに関わる仕事をしている。2007年に活動認可を得たばかりの同基礎を訪問した際、自身も障害者である経営者(女性)は作り物の米100ドルを路上で燃やして商売繁盛を祈っていた。

残りの1つはマッサージ所であり、「屋上にサウナの建設を検討していること」、「毎月の建物賃貸料が高いこと」などを視覚障害者である経営者の方か

ら説明いただいた。

取り巻く経済環境の変化は、これら零細な経済主体に対しても変容と適応を迫っているものと考えられる。

#### 1 1. 市場経済化・グローバル化の影響下で生き残るために労働者（障害者）に何を求めるか

ここで最も多かった応答は「技術の進歩」の8件であった。現状ではWTO加盟後も経営環境の変化をまだそれほど感じていないにせよ、将来的には経済的競争が厳しくなることを予期しての応答だと考えられる。

また、「さらなる努力」など、労働量の増大、質の向上を求めていると考えられる応答が7件（複数回答であるため足し上げた数字にはなっていない）あった。

「技術の進歩」もやはり努力を必要とするから、こうした基礎で働く人たちについても「競争圧力」と無縁でないことが理解できる。取り巻く経済環境の変化は、これらの経済主体で働く障害者に対しても適応を求めていると考えられる。

#### 1 2. 法・制度についての知識の有無

ベトナムにおける障害者関連の基本法である障害者法令、政府議定81、政府議定116に定められた法・制度の知識の有無については、「知っている」が12、「知らない」が2で、それぞれ同数の応答となった。応答者も同様である。しかし「知っている」という応答のレベルには強弱がある。というのは、中にはホーチミン市障害者の会の支部長職を2007年までに10年間務めてきた人から、「若干知っている」というレベルの応答まで含めてカウントしているからである。

「知らない」との応答があったのは、未だ活動が正式に認可されていない基礎2つであった。1つの基礎はカソリック系で1995年から活動を開始し、1996年から認可申請を行っているが未だ認可されていない。残りの一つは

2007年に活動を開始したが未だ認可の申請を行っていない。

しかし、正式に認可手続きをすませている基礎は、国家機関や社会組織、公共メディアなどを通して、障害者の雇用や職業訓練に伴う優遇制度、あるいは各経済主体に定められた義務についてのある程度の知識を持っていると考えられる。

### 1 3. 国の優遇制度を受けているか否か

この設問については「受けていない」とする応答が 10、「受けている」との応答が 4 件であった。手続面で配慮を受けたケースで、「優遇を受けた」と判断する場合とそうでない場合があったが、今回は応答者の判断をそのまま尊重してカウントしている。

4つの基礎で優遇制度を「受けている」との応答があったが、具体的内容は先に挙げた手続面・治安面を含め、企業収入税の免除、設立時における必要資金の貸し出しであった。

未だ活動が正式に認められていない基礎は別として、優遇を受けている基礎とそうでない基礎の違いがなぜ生じるのか？この点については今後考えていく必要がある。

いずれにせよ、多くの基礎の経営側の人たちが法令や政府議定に定められた優遇制度に関する知識をある程度持っている中で、実際にはその制度を十分、あるいは全く享受しえていない状況にあると思われる。

### 1 4. 国家に何を提議するか

これら基礎の経営側の人たちが国家に何を求めるかを問うたのがこの設問である。表内(14)は挙げられた事項を並べたものである。

中でも最も多かった声は「定められた法律・政策を実行してほしい」というものであった。これは先に検討した項目(12)と(13)の間の応答ギャップから考えれば自然なことだと思われる。「制度の実行を既に3年間待っている」、「国は何もしてくれない」との応答も聞かれ、制度の確実な実行を求め

る声が多い。「使用地の優先的供与、貸し出し」について優遇制度は定めているが、このことに言及する声もよく聞かれた。

視覚障害者の方から「政策・制度に関する情報の普及」を求める声があったが、点字による情報伝達など、対象者の状況に合わせたより細かなサービス、配慮も求められている。

## おわりに

第1節で「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育基礎」の定義、これらに対する優遇制度などについてみた上で、第2節では既存資料に基づいてこれらの経済主体について考えた。そして、第3節では2007年に行った現地調査の結果に依拠しつつ、考察を進めてきた。

これらの基礎は、経営規模、生業の種類、属性も非常に多様である。WTO加盟の影響を未だ感じていない基礎が多いものの、国際経済参入が進められ、経済的競争が厳しくなる中で生き残りを図るため、多くの経営者たちは新たな投資を行うことを通じて事業を強化したいと考えている。取り巻く環境の変化は障害者を主たる労働力とするこれらの経済主体に対しても経済的競争力の強化に向けた変容、適応を迫っているものと考えられる。

しかし、こうした基礎に優先的に資金提供を行うための資金源となるはずの「障害者雇用基金」を未だ設立していない地方省も多く存在する。強力な財政基盤を有する経済主体であればいざしらず、脆弱な財政基盤しかもたない多くの小規模基礎にとって、資金の調達ができるか否かという点は活動の開始、維持、発展のために極めて重要であり、その整備が望まれる。

障害者の問題は様々な課題に迫られる現在の中央政府、地方政府にあって、取り組みの優先順位が比較的になくされてしまう傾向がある<sup>14</sup>。ベトナム企業全般の競争力の欠如が懸念される中、障害者雇用という社会福祉的側面も併せ持つこれら経済主体の存在意義に対する認識を高めていく必要があると思われる。

<付記>

筆者が調査を実施した期間中、今回の調査にご協力いただいた南部社会科学院は使用建物の崩落事故に見舞われたことにより、所在地正面に建つホテルでかろうじて業務を遂行している状況であった。インタビューに応じて下さった方々はもちろんのこと、同院院長、スタッフの方々、調査に同行・補助いただいたTさんに記して感謝の意を表したい。

## 付表 調査票の集計結果

※調査対象とした基礎の総数は14。未だ活動認可を受けていないもの2、合弁企業に吸収されて活動を「停止」したもの1つを含む。複数回答、あるいはノーコメントのケースなどもあり、必ずしも合計数は14になっていない点にはご留意願いたい。

### (1) 種類

- a)生産経営基礎・職業教育基礎：11
- b)「慈善的基礎（障害者の雇用に対し意識を有する企業）」：3

### (2) 属性

- a)国有：1
- b)民間：11
- c)非政府組織：1
- d)外資：1

#### <生産経営基礎・職業教育基礎>

- a)国有：1
- b)民間：9
- c)非政府組織：1
- d)外資：0

#### <慈善的基礎>

- a)国有：0
- b)民間：2
- c)非政府組織：0
- d)外資：1

**(3) 生業** ※複数回答

- a) 手工芸品製造・販売：7
- b) 繊維・衣料品製造・販売：3
- c) 名刺・カードのデザイン・作成：2
- d) 日用品製造・販売：2
- e) 子供用品製造・販売：1
- f) 飲料水製造・販売：1
- g) コンピュータソフト制作・販売：1
- h) マッサージ：2

**(4) 投資者**

- a) ベトナム人：12
- b) 外国人：2（越僑1人含む）

**(5) 設立年**

- a) 1986年以前：0
- b) 1986～1990年：1
- c) 1991～1995年：3
- d) 1996～2000年：1
- e) 2001～2005年：8
- f) 2006年～：1

(注) 実質的活動開始年と正式に活動認可がおりた年が異なる場合があるが、  
応答者の応答に準じて分類。非公式なアクターが含まれることから実質的活  
動年が確認できた際にはそちらを優先した。

**(6) 法定資本金**

- a) 1000万ドン～5000万ドン未満：3
- b) 5000万ドン～1億ドン未満：1
- c) 1億ドン～1億5000万ドン未満：3
- ※d) 1億5000万ドン～4億5000万ドン未満：0
- e) 4億5000万ドン～5億ドン未満：1

(注) ※は該当基礎がないため、分布幅を広く記載している。応答は 8 基礎のみ。

**(7) 在籍者数 (非障害者含む)**

a) 1～5 人 : 0

b) 6～10 人 : 2

c) 11～15 人 : 1

d) 16～20 人 : 2

e) 21～25 人 : 2

f) 26～30 人 : 1

※g) 31～60 人 : 0

h) 61～65 人 : 2

※i) 66～95 人 : 0

j) 96～100 人 : 1

k) 101 人～ : 3

(注) ※は該当基礎がないため、分布幅を広く記載している。

**(8) WTO 加盟以降の経営状況の変化**

a) 変化なし : 8

b) より発展 : 1

c) より好都合 : 3

d) より多くの困難 (競争) : 1

**(9) WTO 加盟以降の労働環境の変化**

a) 変化なし : 9

b) より発展 : 1

c) より困難 : 2

**(10) 市場経済化・グローバル化の影響下で生き残るために何をするか。**

※複数回答

- a)商品市場の拡大：1
- b)経営の拡大：1
- c)生産の増加：1
- d)投資：6
- e)工員の訓練：1
- f)国家・社会組織・外国組織からの支援を頼む：2

**(11) 市場経済化・グローバル化の影響下で生き残るために労働者（障害者）**

**に何を求めるか**※複数回答

- a)要求できない：2
- b)技術の進歩：8
- c)よりよく接客：1
- d)能力のさらなる発揮：1
- e)さらなる努力：3
- f)忍耐：2
- g)労働量の増加、生産増加：1
- h)企業での労働機会獲得：1
- i)補習・追加訓練：1
- j)効率的労働：1

**(12) 法・制度について知っているか**

**<「障害者法令」(1998年)>**

- a)知っている：12
- b)知らない：2

**<政府議定81(1995年)>**

- a)知っている：12
- b)知らない：2

**<政府議定 116 (2004 年) >**

a)知っている：12

b)知らない：2

**(13) 国の優遇制度を受けているか**

(a)受けていない：10 (中に手続面では配慮があったとする応答 2 件含む)

(b)受けている：4

**(14) 国家に何を提議するのか**

a)過去に土地の提供依頼をしたが受け入れてもらえなかった

b)地方によらない統一的な支援制度/政策・制度に関する情報の普及

c)基礎に対する優先的政策/手続にかかる時間の短縮/医療品・車イスの輸入に際する免税

d)経営損失を補助、支援する基金の設立

e)法律の実行

f)現在非登録だが、正式登録した場合について考えれば税を軽減してほしい

g)科学技術の生活への適用

h)障害者に対する職住環境の創造

i)障害者が働くことができる、働く機会を持つことができる条件を作ること

j)無

(出所) 2007 年 11 月 14 日～11 月 22 日にホーチミン市で実施した調査結果の一部に基づいて筆者作成。

<sup>1</sup> 基礎 (co so) という言葉を多用するが、ベトナム語からの訳が容易ではない単語の一つである。本稿においては「一つの経済主体、単位」として理解されたい。

<sup>2</sup> 「準ずる」と記したのは、2007年11月14～22日までホーチミン市において調査を実施した際、未登録のまま活動する「非公式」ではあるが類似の経済主体が存在することに気付いたことによる。本稿ではこうした「非公式」な経済主体も含めて考察を行なう。

<sup>3</sup> 労働・傷病兵・社会問題省、財務省、計画・投資省の合同通知

(19/2005/TTLT/BLDTBXH-BTC-BKHDT) が2005年5月19日に出されている。なお「障害法令」(1998)でも障害者の職業教育や雇用について定められているが、重複する部分もあるため、本稿では関連議定に基づき概要を紹介する。

<sup>4</sup> 医科査定評議会がいかなる組織なのか、症状の査定がどのようになされているのかは未だその内容をつかむことができていない。

<sup>5</sup> 政府議定81で定められた地方の省・中央直轄市が障害者の労働機能の回復や雇用の創出支援のために設立を求められている基金。

<sup>6</sup> 経常的に扶助金を受給している重度の障害者数、病気・障害による失業者数などのデータが掲載されているのみであり(特に後者については病気と障害を合わせて掲載されており、障害者のみのデータはわかり得ない)、本稿で考察の対象とする「障害者のための生産・経営基礎」、「障害者のための職業教育基礎」に関するデータは掲載されていない。

<sup>7</sup> 管見の限りでは、「障害者のための職業教育基礎」については「活動許可を与えられた203の職業教育基礎のうち障害者生産・経営協会が54を持っている」との情報が2006年5月26日に第11期第9回国会に政府が提出した報告(Uy Ban Ve Cac VAN De Xa Hoi Cua Ouoc Hoi Khoa XI[2006:33])に見出せる程度である。

<sup>8</sup> 労働者の方へのインタビュー調査の実施も考えたが、実現の可能性(実現したとしても率直に応答しづらいであろう)や、応答いただいた方の職場における立場に影響が出る可能性を考え、今回は経営側の方に絞ってお話をうかがった。なお、これら基礎に対する既存資料が乏しいことから、実態の把握を念頭におきつつ調査を実施した。

<sup>9</sup> 杓子定規に法文上の定義をあてはめて種類を分類することは避けている。例えば「障害者のための生産・経営基礎」では障害者である労働者数が51%を占めるとされているが、半分を占めている際には、該当対象として含めている。

<sup>10</sup> サンプル数が少ないということもあるが、障害者雇用への意識を有する慈善的な経済主体についても今回の考察対象に含める。中には、2007年に越僑に会社を売却後、社長職に止まった障害者の方が経営するIT会社も含まれる。同社売却前の2006年には労働者の20～30%が障害者であったが、中部フエにある支店を含め現在は3人にその数は止まっている。

<sup>11</sup> ベトナム祖国戦線はベトナム共産党の影響下にある、政治社会組織、社会組織、各界有力者などから構成される戦線組織である。

<sup>12</sup> 1986年12月にベトナム共産党第6回党大会でドイモイ路線が採択される以前と、以後の変化を推し量ることを目的とした設問を調査票に準備していたが、今回話しをうかがう機会を得た14の基礎すべてはこの時期以降設立されたものであり、この点について考察するための材料は手元にはない。

<sup>13</sup> 問題意識については本稿冒頭、本節冒頭にて記しているのでここで繰り返す

---

ことは避けることにしたい。

<sup>14</sup> 南部社会科学院研究員の話による。

### 〔参考文献〕

<日本語文献>

寺本実[2007]「ベトナムの障害者雇用—制度と現状—」(『世界の労働』第57巻第7号、(財)日本ILO協会)。

<ベトナム語文献>

Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi (労働傷病兵社会問題省) [2005] *Niem Giam Thong Ke Lao Dong Thuong Binh Va Xa Hoi 2004* (労働・傷病兵・社会年鑑統計), Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi (労働・社会出版社) .

———— [2006] *Niem Giam Thong Ke Lao Dong Thuong Binh Va Xa Hoi 2005*, Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.

Trung Tam Tin Hoc Bo Lao Dong-Thuong Binh Va Xa Hoi (労働・傷病兵・社会問題省情報センター) [2004] *Lao Dong-Viec Lam O Viet Nam 1996-2003* (1996～2003年のベトナムにおける労働・雇用), Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.

———— [2005] *So Lieu Thong Ke Lao Dong-Viec Lam O Viet Nam 2004* (2004年のベトナムにおける労働・雇用統計数字資料), Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.

———— [2006] *So Lieu Thong Ke Lao Dong-Viec Lam O Viet Nam 2005*, Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi.

Uy Ban Ve Cac Van De Xa Hoi Cua Quoc Hoi Khoa XI (第11期国会社会問題委員会) [2006] *Bao Cao Ket Qua Giam Sat Thuc Hien Chinh Sach, Phap luat*

*Ve Nguoi Cao Tuoi, Nguoi Tan Tat, Dan So* (高齢者、障害者、人口に関する政策・法律の実行監視結果報告), Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa hoi, Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa hoi.

調査研究報告書  
地域研究センター2007-Ⅳ-12  
「変容するベトナムの経済主体の経営戦略」研究会

---

---

2008年3月31日発行  
発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構  
アジア経済研究所  
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2  
電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載などを禁じます。

---

---